

建管第155-5号  
令和2年 5月21日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る  
設計変更について

埼玉県の県土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、令和2年4月22日付け建管第116-1号等により工事現場等において徹底しているところです。

感染拡大防止対策のうち設計変更に関しては、当面の間、別添のとおり対応することとしましたので参考に送付します。併せて、貴団体会員各位へ周知くださるようお願いいたします。

担 当 建設管理課 技術管理担当  
宮澤、粕谷、中野  
土木積算・建設IT担当  
三谷、青木  
建築技術・積算担当  
関口、門間、岩井

TEL 048-830-5201

建管第 1 5 5 - 1 号  
令和 2 年 5 月 2 1 日県土整備部 }  
都市整備部 } 関係各課 (所) 長 様

県土整備部長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る  
設計変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、令和 2 年 4 月 2 2 日付け  
建管第 116-1 号等により工事現場等において徹底しているところです。

感染拡大防止対策のうち設計変更に関しては、当面の間、下記により取り組むことと  
します。

つきましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な積算方法等については、国の方針などを参考にして、別途通知するこ  
ととします。

## 記

- 1 受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で  
設計変更の協議を行う。
- 2 感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書  
又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又  
は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行う。
- 3 感染拡大防止対策に係る費用については、受注者の責めに帰すことができないもの  
として、「埼玉県土木工事標準積算基準書」、「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」  
及び「埼玉県建築・設備工事設計変更ガイドライン」等に基づき対応する。

## ※備考

前述のとおり、積算方法等は国の方針などを参考としますが、感染拡大防止対策に係  
る器材等の購入又はリース費用については、原則、安価となる方を計上する方法で検討  
しています。

担 当 建設管理課 技術管理担当  
宮澤、粕谷、中野  
土木積算・建設 IT 担当  
三谷、青木  
建築技術・積算担当  
関口、門間、岩井

TEL 048-830-5201

事 務 連 絡  
令和2年4月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして  
おりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）  
に対しても、周知をお願いします。

別添

国官総第 12 号  
国地契第 5 号  
国官技第 19 号  
国营管第 49 号  
国营計第 9 号  
国港総第 62 号  
国港技第 9 号  
国空予管第 47 号  
国空空技第 13 号  
国空交企第 12 号  
国北予第 3 号  
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

## 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

### 記

#### 1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

#### 2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

#### 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

##### < 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

##### < 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。